

## 経済産業部

待ちに待った象が、はるばる海を越えインドからやってきました。

2頭の象は、雄のラフル君（2002年11月22日生まれ）と、雌のデビちゃん（2000年5月22日生まれ）です。

ラフル君とデビちゃんは、昨年12月末にインドのダージリン動物公園を出発し、航空機と車を乗り継ぎ3日間をかけて、こどもの国（沖縄市）に着きました。

今年2月の一般公開のオープニングセレモニーでは、東門沖縄市長や子供たちがくす玉を割り、その公開を祝いました。招待された保育園児らが歌を歌い、象へのメッセージを読み上げ、象のお披露目が始まると、子供たちは大きな歓声をあげて喜びました。



記念式典の様子。  
近くで見る象に子供たちは大喜び。



今年1月の様子。  
年が明けても元気ですよ。



メスのデビちゃん。  
新しい環境にも慣れたようです。

## はじめに

待ちに待った象が、はるばる海を越えインドからやってきました。

象は新しい環境にも慣れて元気に過ごしており、子どもの国には象を見ようと連日多くの人が足を運んでいます。

した。

## Point

みなさんは、野生動物を守るために国際ルール「ワシントン条約」を知っていますか？象を始め多くの野生生物が絶滅の危機にある中、現在172カ国が条約に加盟し、その保護に努めています。

Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

# 象がやつてきたぞう！

含む172の国々が、この国際  
2007年9月現在、日本を  
シントン条約です。

## 象は絶滅の危機にある動物！

このもの国では7年前、マリミミゾウ（愛称ベベ）が亡くなり、それ以降、沖縄に象はいなくなっていました。象は、世界的にも数がどんどん減っていて、絶滅の危機にある動物で、外国から輸入することもとても難しくなっています。

## 絶滅の危機にある動物たちを守るルールはあるの？

世界では、乱獲などにより、多くの野生の動物や植物が絶滅の危険があります。

このままでは多くの野生生物が絶滅してしまう危険があります。そこで、野生の動植物を利する場合にルールを設けることが必要になりました。

1973年、アメリカ合衆国のワシントンで、絶滅の危険がある野生動植物を国同士が取り引きする場合のルールを設けることが決まりました。これがワシントン条約です。

条約を守ることを約束しています。

### どういう動植物が対象になるの？

ワシントン条約には、国同士の取引を制限する必要がある野生生物のリストが付いています。このリストは「附属書」呼ばれ、「附属書I」「附属書II」「附属書III」の3つに分かれています。最も取引の制限が厳しいのが、附属書Iの分類で、ゾウ、トラ、ライオンなど、今

れ、「附属書I」「附属書II」「附属書III」の3つに分かれています。最も取引の制限が厳しいのが、附属書Iの分類で、ゾウ、トラ、ライオンなど、今

どの附属書に、どの生き物を載せるかは、2年ごとに開かれるワシントン条約締約国会議で話し合われます。これらの取引には、ワシントン条約が関係するものがあり、輸出入するときには、その製品がワシントン条約にリストアップされている種であるかどうかを事前に調べる必要があります。ワシントン条約は、私たち一人一人が知っておく必要のある国際ルールなのです。

区分	動植物	取引の制限
附属書I	今すでに絶滅する危険性ある生き物	商業のための輸出入は原則禁止。
附属書II	国同士の取引を制限しないと、将来、絶滅の危険性が高くなるおそれがある生き物	輸出入には、輸出国政府が発行する許可証が必要。
附属書III	その生き物が生息する国が、自国の生き物を守るために、国際的な協力を求めるもの	輸出入には、輸出国政府が発行する許可証が必要。

※「動植物」の欄の数は2003年現在のもの



このものの動物たち。附属書Iにリストアップされる貴重種も多い

(写真提供：沖縄こどもの国)

経済産業省HP  
[http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/ages/cites/pcites\\_top\\_page.htm](http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/ages/cites/pcites_top_page.htm)



サイトのロゴマーク

■問合先  
内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課  
☎098-866-1731（加工品）  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課  
☎03-3501-1511（生きている物）  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室  
☎03-3501-1511（栽培品）

最後に

「ワシントン条約」と聞くと、

私たちの生活とはかけ離れたも

のに感じてしまうかもしれません。

しかし、私たちの周りには、

や骨や肉、その動物を使って作っ

た製品などの取引も制限されま

す。

どの附属書に、どの生き物を

載せるかは、2年ごとに開かれるワシントン条約締約国会議で

話し合われます。

これらの取引には、ワシントン

条約が関係するものがあり、輸

出入するときには、その製品が

ワシントン条約にリストアップ

されている種であるかどうかを

事前に調べる必要があります。

ワシントン条約は、私たち一人

人が知っておく必要のある國

際ルールなのです。